		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカーの等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期毎から援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
19	19	17	18	7	8	7	9	17	2	2	5	5	0	0	19	0	0	0	1	13	5	0	0	0	2	2	6	0	12	6	0	4
山口県	下関市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者宛にメールで告知			○					○					○	・準要保護の希望者のうち前年度校納金の滞納があり、振込先が学校長口座で、新年度も学校長口座の場合は、学校（一教育委員会）に専用の申請書を提出。（申請者のみ提出）・要保護（修学旅行費）の希望者は専用の申請書を生活支援課（一教育委員会）に提出。（申請者のみ提出）			○	○		
山口県	宇部市	○	○		○			○							○						○				○	要保護については、福祉事務局から生活保護受給者情報の提供を受け、要保護者として認定しているため申請書の提出は不要			○			
山口県	山口市	○	○	○		○		○			○	広報番組やラジオで制度を周知、学校だよりに就学援助の記事を掲載するよう依頼。			○					○									○	○		
山口県	萩市	○	○		○	○		○							○						○								○	○		
山口県	防府市	○	○	○			○	○							○					○							○		○			
山口県	下松市	○	○		○		○	○							○					○							○					
山口県	岩国市	○	○		○	○		○		○					○						○								○			
山口県	光市	○	○		○	○	○	○							○					○							○		○	○		○
山口県	長門市	○	○	○			○	○							○						○								○	○		
山口県	柳井市	○	○					○							○					○							○					
山口県	美祢市	○	○	○	○	○		○							○					○									○			
山口県	周南市	○	○		○		○	○		○					○					○												○
山口県	山陽小野田市	○	○		○			○	○		○	・入学通知書とともに就学援助制度の書類を郵送。 ・就学援助を受けている保護者に、次年度の申請書類を郵送。			○					○									○	○		
山口県	周防大島町	○	○								○	就学時健診通知に就学援助制度、入学準備金申請案内を同封する。中学校入学予定者については、同時期に小学校への申請案内の配布を依頼し制度の周知を行う。			○						○											○
山口県	和木町	○	○			○	○	○							○					○							○					
山口県	上関町		○	○											○					○							○					
山口県	田布施町		○	○			○	○			○	申請時期（4～5月）に町ホームページへ申請情報を掲載			○					○												○
山口県	平生町	○	○	○				○							○					○									○			
山口県	阿武町	○				○	○	○	○						○				○										○			

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											<小学校> （5）（1）でア と回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものを全てに○）											<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものを全てに○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	15	0	11	14	6	9	3	1	1	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
山口県	下関市	○							○											○			○								○	就学時健康診断の案内とともに保護者へ郵送・保護者宛にメールで告知								
山口県	宇部市	○							○										○			○	○		○															
山口県	山口市	○							○											○		○	○	○																
山口県	萩市	○							○											○		○	○		○	○														
山口県	防府市	○							○											○		○	○	○																
山口県	下松市	○							○											○		○	○		○															
山口県	岩国市	○							○											○			○	○	○															
山口県	光市	○							○										○			○	○		○															
山口県	長門市	○							○											○				○																
山口県	柳井市	○							○											○			○	○																
山口県	美祢市	○							○									○				○			○															
山口県	周南市	○							○											○		○	○		○		○	○												
山口県	山陽小野田市	○							○											○		○	○		○					○										
山口県	周防大島町	○							○											○											○	就学時健康診断の案内を送付（9月上旬）する際、入学前支給（申請書提出期限10月末）の申請案内を同封している。								
山口県	和木町	○							○											○		○	○			○														
山口県	上関町	○							○								○													○										
山口県	田布施町	○							○											○			○		○						○	申請時期（12～1月）に町ホームページへ申請情報を掲載								
山口県	平生町	○							○											○		○	○	○																
山口県	阿武町	○							○											○						○														

																														3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																														（1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）																
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品や学用品その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、した場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給である）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	15	0	0	0	0	0	0	0	6	0	7	1	0	2	3	4
山口県	下関市	○							○											○											○					
山口県	宇部市	○							○										○											○						
山口県	山口市	○							○											○								○								
山口県	萩市	○							○											○								○								
山口県	防府市	○							○											○														○	現在整備されておらず、検討もしていない。
山口県	下松市	○							○											○														○	認定基準を設けていない
山口県	岩国市	○							○											○								○								
山口県	光市	○							○										○											○						就学援助については通常、前年の所得で認定の可否を判断しているが、令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については、直近の収入状況を踏まえた審査を実施した。
山口県	長門市	○							○											○								○								
山口県	柳井市	○							○											○													○			
山口県	美祢市	○							○									○												○						
山口県	周南市	○							○											○										○						
山口県	山陽小野田市	○							○											○								○								
山口県	周防大島町	○							○											○													○			
山口県	和木町	○							○											○										○						
山口県	上関町	○							○								○													○						
山口県	田布施町	○							○											○														○	現時点で相談は無く、特に対応していない
山口県	平生町	○							○											○										○						
山口県	阿武町	○							○											○								○								

		4. 就学援助制度の模倶規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）						4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護への基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	（6） (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	（1） 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2） (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3） (2)でエとした場合のその内容	（4） (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
																								ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
19	19	11	12	10	11	11	13	3	1	10	8	3	2	3	7	7	2	6	0	4	15	0	4	2	4	5	1	1	2	0	0	5	5	
山口県	下関市	○			○	○	○									○					1.3			0倍～0.5倍未満、0.5倍以上～1.0倍未満、1.0倍以上～1.1倍未満、1.1倍以上～1.2倍未満、1.2倍以上～1.3倍未満	○		○							25%未満
山口県	宇部市																	○			1.3													25%未満
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3			区分1（1.3倍）、区分2（1.3～1.5倍）、区分3（1.5～1.87倍）の3段階で認定										20%未満
山口県	萩市		○				○										○				1.3					○						平成27	10	20%未満
山口県	防府市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○				児童生徒の属する世帯の前年度の所得が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準金額に基づき本市教育委員会が定めた基準額の1.3倍未満である者										20%未満
山口県	下松市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3													15%未満
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.3					○						平成24	12	15%未満
山口県	光市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3					○								20%未満
山口県	長門市	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○					1.3				○				○					10%未満
山口県	柳井市																			○				同一生計者の所得額が、特別支援教育就学奨励費の需要額算定を基に教育委員会が定める需要額の1.3倍未満である。										25%未満
山口県	美祢市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	12	20%未満
山口県	周南市																	○			1.3													20%未満
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.3			世帯の主たる生計維持者の疾病、失業、失踪等により、世帯の経済状況に急変が生じ、労働世帯の就学に要する費用を負担することが著しく困難な状況にあると教育委員会が認めた者。			○							25%未満
山口県	周防大島町	○	○	○	○	○				○	○				○																			15%未満
山口県	和木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					1.3				○			○						10%未満
山口県	上関町															○					1.3				○				○					15%未満
山口県	田布施町																			○				認定を受けようとする年度に世帯構成員全員が納付すべき町民税の所得割課税額（住宅借入金等特別控除前）の合計額が、次の各号に掲げる額の合計額以下の者を認定する。 （1） 20，240円　（2） 認定の前年度12月31日現在の16歳未満の世帯構成員の数に21，300円を乗じて得た額											15%未満
山口県	平生町																	○			1.3													20%未満
山口県	阿武町		○				○							○				○			1.3													10%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
19	19	19	0	0	0	0	0	17	17	2	0	19	0	0	0	0	0	18	18	1	0	10	4	4	6	6	6	0	0	0	3	19	3	3	16	16	16	0	0	0	1	15
山口県	下関市	○								○		○								○		○	○	35,901								○			○	22,690	19,168					㋐学用品費：5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ㋑新入学用品費：5区分、区分別支給率を掛け、一定額 ㋒通学用品費：学用品費に含む ㋓校外活動費（日帰り）：5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額 ㋔校外活動費（宿泊）：5区分、実費上限有、区分別支給率を掛けた額
山口県	宇部市	○						○	15,500			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	16,152				・通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含む。 学用品費1年生：13，230円、2～6年生：15，500円 ・通学費については、令和3年度該当者がいなかった為、実績なし
山口県	山口市	○						○	16,300			○						○	54,060													○			○	22,690	15,041				医療費については実績なしの為、0円としています。
山口県	萩市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							支給実績なし	○	○	17,223							
山口県	防府市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,857				通学用品費は、第一学年を除き支給
山口県	下松市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	40,020					○			○	22,690	17,400				医療費については、実績なし
山口県	岩国市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	18,700				通学費：実績なし
山口県	光市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	7,467				通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費について、費目設定はあるが実績なし。
山口県	長門市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	19,011			総支給額を対象児童数で割った額	通学費については実績なし。
山口県	柳井市	○						○	11,640			○						○	51,110													○			○	21,580	16,769				
山口県	美祢市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	18,000	17,214				
山口県	周南市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	17,902				
山口県	山陽小野田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0				令和3年度支給実績なし	○			○	22,690	16,612				・通学費については令和3年度実績なし。 ・通学用品費は第1学年を除く。
山口県	周防大島町	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0				スクールバス等を利用するため	○			○	22,690	22,690				支給平均額は、令和4年度予算計上した単価。通学費については、スクールバス等を運行しているため、予算計上をしていない。
山口県	和木町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	14,658								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。
山口県	上関町	○						○	13,650			○						○	50,600													○	○	0								修学旅行、校外活動費の実績「0」は、対象児童がいないため。
山口県	田布施町	○								○		○						○	54,060													○			○	22,690	15,686				・学用品費と通学用品費（合算）・・・1年生は定額11,630円、2～6年生は定額13,900円 ・医療費・・・令和3年度及び令和2年度実績無し
山口県	平生町	○						○	11,640			○						○	51,110													○			○	21,580	18,903				「医療費」は実績なし 「オンライン学習通信費」は令和4年度新設（世帯単位の支給）
山口県	阿武町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,868				・通学用品費は、第1学年を除く。 ・校外活動は、コロナウィルス感染拡大防止のため実施できず。

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |